

1－1－6. 復職支援プログラムの概要(教育職員)(平成27年4月1日現在)

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
1 北海道	北海道教育委員会の任命に係る職員で、精神疾患による休職者は、受講義務はないが、復職にあたっては、職場復帰訓練の結果は、審査判定の資料となる。	「職場復帰訓練」は治療行為の一環としての位置付けで、所属長は職員及びその家族と協議のうえ、主治医の指示に基づき、本人を復帰後の職場、人間関係等に徐々に慣れさせるなどして、職場の受け体制を整える。	原則4～12週	なし	医学に関する学識経験を有する者を委員として北海道教育委員会等健康判定審査会を開設している。この審査会で健康状態を審査し、その結果を受け北海道教育委員会で復職の可否を決定している。	復職に向けた健康審査に於いて、職場復帰訓練は被験者の勤務状況や勤務実績等について評価するとともに、所属長から報告書等の連絡を行う。	所属長は、適宜本人との面談を行い、健康状況や勤務実績等について評価するとともに、必要に応じて主治医や家族との連絡を行う。	復職3ヶ月後	原則、在籍校に戻り勤務する。その際は、校内人事について、所属校で務務分掌等の一定の配慮を行う。	
2 青森県	精神性疾病により休職している県立学校職員及び県費負担教職員で、主治医の了承の下、試し出勤を希望する者	職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に試し出勤が行われるように4段階とし、当該職員の状況に応じて定める。 実施場所は、原則として当該職員の所属する職場	原則として4週間から8週間	あり(公立学校共済組合負担)	精神科専門の医師3名	校務の運営に支障がない程度まで病気が治っているかどうかを確認する。	なし	なし	なし	なし
3 岩手県	本庁、教育機関等及び学校に勤務する教職員で、復帰訓練を希望する者 市町村立学校の教職員については、市町村教育委員会から申請のあった者	なし ・訓練開始時期 復職の可否を審査する特別健康審査会の1か月程度前から実施し、職場復帰までの程度まで回復し、主治医の承認のうえに本人が希望したときに、本人及び家族等と協議し所属長が決定 ・実施場所 訓練を実施しようとする職員が所属する職場 ・実施内容 職場に慣れる訓練から始め、段階的に実際の職務に準ずる内容 ・訓練への支援体制 所属長は、本人の了解のもとに、家族、主治医、産業医、主任安全衛生管理者などの関係職員、機関と必要な情報提供等を行い連携して支援	原則として、6ヶ月未満の者は2週間とし、職場中の者は4週間 ただし、訓練中の状況により延長、短縮や訓練内容の変更を行ひ又は中止することができる。	共済組合負担 ・精神保険 死亡：2,000万円 後遺障害：60～2,000万円 入院料額：7,500円 通院料額：5,000円 賃借責任保険 身体：10億円 対物：1,000万円	学識経験者	・症状が安定していて、再発のおそれがないこと。 ・仕事に対する意欲が見られる。 ・業務を行ための持続性、集中力、体力があること。 ・必要な程度に、対人関係能力が改善されていること。 ・家庭や職場での生活リズムが確立していること。 ・再発防止のため、通院や服薬などが守れること。	特別健康審査会の審査で復職した者を対象に、再発防止に向け復職支援相談を実施している。 (内容) 保健師が、復職者の所属する学校を訪問し、治療状況や健康状態、その他の健康相談を受けるとともに、所属長から復職後の観察状況を確認し、必要に応じ再発防止に向けた助言指導を行っている。メールあるいは面談等により復職者の相談に保健師が随時対応している。	復職後1～3ヶ月を目途に復職支援相談を実施	個々の状況に応じて、配属先等について配慮を行っている。	
4 宮城県	精神疾患により休職をしている者のうち、復帰訓練の実施を希望する者 市町村立学校の教職員で、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。	受講義務はないが、復職訓練の実施を希望する者 1段階で行つており、1段階の最初の1週間は半日の実施で職場に慣れることを目的とし、授業参観、給食・清掃指導などを行う。 2段階の2週目は現業生徒の在校時間帯で、1段階の内容に加え、TT方式での授業を行なう。 3段階の3週目は現業生徒の在校時間帯で2段階の内容に加え、TT方式でのTTの授業を行なう。 4段階の4週目は、フルタイムで通常勤務に近い内容とし、3段階の内容に加え、単独授業を行なう。 場所は、所属校で実施	4段階で行つており、1段階の最初の1週間は半日の実施で職場に慣れることを目的とし、授業参観、給食・清掃指導などを行う。 2段階の2週目は現業生徒の在校時間帯で、1段階の内容に加え、TT方式での授業を行なう。 3段階の3週目は現業生徒の在校時間帯で2段階の内容に加え、TT方式でのTTの授業を行なう。 4段階の4週目は、フルタイムで通常勤務に近い内容とし、3段階の内容に加え、単独授業を行なう。	4週間を基本としている。	訓練中のケガ等に対応するため、傷害保険に加入している。	・健康管理医(精神科医) ・健康管理医(健康審査担当)	医療行為又は勤務上の制限の必要性の有無及びその程度についての判定を行う。	県立学校においては、1月後、2月後、3月後、6月後、12月後、3ヶ月4回の状況留めに上がり換り。小中学校においては、毎月教育事務所による勤務状況等についての把握	復職後1年	精神又は神経に係る疾患有する休職から復職し、支障がある場合を支援するため、非常勤教員を配置できることとした(平成25年4月1日施行)。
5 秋田県	秋田県教育委員会の任命に係る公立学校の教員で精神疾患により休職中の者	具体的な内容や期間は復職訓練計画にて定める。 この計画は、訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合には市町村教育委員会が策定し、県立学校の場合には所属長が策定する。 また、復職訓練計画の作成に当たっては、訓練対象者及び主徴医等と十分協議し、病気の回復状況を考慮し、職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に復職訓練が行なわれるよう配慮しなければならない。 訓練対象者は、復職訓練計画の実施状況を当日の復職訓練終了した程度、復職訓練日誌に記入し、所属長に提出する(所属長・訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合には市町村教育委員会を含む)。は、復職訓練計画の実施状況を把握し、復職訓練観察記録に記入し、必要に応じて県教育委員会に報告する。	原則として4週間から3ヶ月程度とし、訓練対象者の状況やその他の事情により期間を定める。	なし	主治医 指定医師 秋田県教職員健康審査会(特に必要と認める場合のみ)	心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに伴えないものかどうか	所属長が復職した訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会は、復職の訓練対象者の状況(校務分掌及び授業時間数、職場までの状況、通院や服薬の状況、身体的な状況、精神的な状況、対人関係など)について、復職後3ヶ月後及び6ヶ月後、復職後改めて報告書により県教育委員会に報告しなければならない。	6ヶ月	環境に配慮し、基本的に休職時の学校に復職させる。ただし、本人の状況に応じて、配慮を実行する場合もある。	
6 山形県	県立学校教職員及び県費負担市町村立学校教職員、県教育委員会事務局職員及び学校以外の教育機関職員で精神疾患により休職又は休眠中の者	なし	対象者が職場復帰訓練を申し出した場合に、所属長が作成する職場復帰訓練計画を立てし、主治医の同意を得た上で、対象者の所属において実施。 職場復帰訓練は、通勤や職場に慣れることから段階的に実施する。 原則として対象教職員が所属する職場。	休職者は4週間程度、休業中の者は2週間程度を目標とし、対象者の状況でより柔軟に実施する。 原則として対象教職員が所属する職場。	傷害保険に加入	山形県教職員健康審査会(精神科医を含む医師8名、事務局職員2名により構成)	主治医の診断書、所属校にねらる経過観察、所属長の意見、本人の面接を踏まえて個別に判断する。	所属長は、精神疾患による長期休業の再発防止を図るために、対象者の職場改善等のサポートを行なう。 対象者の職場復帰6ヶ月後に健康管理報告書により所属長が健康管理状況を報告。	6ヶ月	職場環境の変化が本人の精神的な負担につながる可能性があるので、基本的に休職時の学校に復職させる。
7 福島県	精神科疾患に罹患したことによる休職のうち、ないもの、円滑な勤務の規定に基づく休職の目的とするため、Tによる授業や学級活動等の指導を行なう。 原則として対象教職員が所属する職場。	義務ではあるが、原則として実施している。 ① 本人が安定していること。 ② 本人が実行勤務の実施を希望していること。 ③ 実行勤務の実施が可能な状態であると主治医が判断していること。	[実施内容] 職場の雰囲気に慣れることから始め、段階的に勤務時間度の実務、教諭等によっては、所属長の指導監督の下、Tによる授業や学級活動等の指導を行なうことを目표とする。 [実施場所] 原則として対象教職員が所属する職場。	休職期間中に実施し、4週間を標準とする。	なし	福島県教職員精神・精神障がい審査委員会(精神科医及び職員課長により構成)	複数の専門家からなる合議制の機関における判断を参考にして復職の可否を決定する。	なし	なし	なし
8 茨城県	茨城県教職員保健管理規則に基づき、精神疾患により、茨城県教職員健康審査委員会の審査を経て、県教育委員会教育長から要休業、要医療の指示を受け、療養休暇等を取得している者及び地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職している者	なし	対象者が復職支援プログラム(職場復帰トレーニング)の実施を希望し、主治医、校長が了解した場合に実施する。 原則として、各段階の目的に応じて、校務分掌による業務、作業、授業等を4段階に分けて、対象者の所属校において実施する。	3か月以内	あり	精神科医を含む医師7名	診断書とともに委員会で判断	なし	本人による希望を含め、働きやすい環境をつくるために考慮している。	

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会・学級担任職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間
9 桐木県	・精神神経系疾患により休職中の職員(休職期間は、休職申請等の届け引き続きか月以上とある場合)の復職(教諭としての復職訓練(時間割どおりの授業を実施)や休職休んでいる職員)。 ただし、学校に派遣する職員で校長を除く、教育給付金適用職員が復職していけるよう指導している。	訓練について ・第1段階：学校に慣れる(授業参観、給食指導など) ・第2段階：授業の復帰訓練第一歩(1~2時間程度の授業実施) ・第3段階：授業の復帰訓練第二歩(1日~2時間程度の授業実施) ・第4段階：教師としての復職訓練(授業の実施に加え、担任職務も含む) ・第5段階：通常の勤務を行う。 実施場所は、職員の所属校	原則4週間で実施。ただし、状況に応じて延長も可能	なし	医師4名(精神科医など)、校長3名(小中学校2名・県立学校1名)	・授業を滞りなく行えるかどうか ・授業以外の校務にも対応できるか ・生活のリズムが安定しているか	なし	なし	所屬していた学校に配置する。 所属長の判断により本人の状況を踏まえて校務分掌を軽減している。
10 群馬県	県立学校教職員、県費負担教職員で、精神疾患により病気休職を命じられ 又は病気休職を取扱しておる、その期間が30日を超える教職員、または、30日以下のうち、生業休止が必要と認める者、訓練の実施を希望する者、審査会で必要と認める者。	あり ・第1段階 1日4時間×1週間(目的:学校の雰囲気に慣れると) ・第2段階 1日6時間×2週間(目的:授業参観や教材研究を行った上で、授業を実施する) ・第3段階 1日正規の勤務時間×5週間(目的:指導計画に合わせて授業を実施する、正規の勤務時間に合わせて生活リズムを作成) 実施場所:対象者の所属	原則8週間とし、16週間を限度とする。	賠償責任保険、普通傷害保険に加入	・精神科医師、公立学校長の代表、行政医師又は産業医師等	職場復帰訓練が計画どおり実施できる(授業が行える)。	教職員精神保健審査会への勤務状況等の報告を行う。	復職後3か月間	所属していた学校に配置する。 勤務時間の軽減は行わないが、所属長は本人と面談後、業務内容についてよりを持って取り組めるよう配慮する。
11 埼玉県	県立学校教職員、県費負担市町村立学校教職員、県教育局教職員で、精神疾患により休職している者	義務ではないものの、円滑な職場復帰を目的として、対象者は全員実施している。	【内容】 職場に慣れることを目的として簡単な業務等を行う「準備訓練」を実施する。その後、職場に慣れることから開始し、最終的には復職後の業務ほぼ同程度の訓練を行う「職場リハビリテーション」を実施する。 ・準備訓練(1週間程度) 開始2~3日目は原則として4時間程度とし、簡単な業務を行ふ。 原則として開始4日目は始業時から6時間程度、5日目は通常通りとし、簡単な業務又は休職者の分掌のうち軽易な業務を行ふ。 ・職場リハビリテーション(4週間程度) 第1週は、準備訓練の内容を基本とし、必要に応じて他の	5週間程度	あり(傷害保険に加入)	・主治医 ・被験者の休職、復職等の可否を審査する「埼玉県教職員健康審査会」の委員(医師)	職務を滞りなく行えるかどうか ・教職員健康審査会への状況報告 ・年度の診断書及び所属長の観察報告書による ・主治医、家族等との連携 ・所属長等による経過観察を行い、必要に応じて主治医・家族と連絡を取り合う。	教職員の健康状態について、医学的判断に基づいて個人の状況に応じて必要な期間	所属していた学校に配置する。 所属長の判断に基づいて、医学的判断により本人の状況に応じて必要な分掌等を軽減している。
12 千葉県	県立学校教職員(県費を除く)及び県費負担職員の中で精神疾患により休職している者	なし	原則6ヶ月以内の職場復帰支援プログラムを作成し、学校等において職場リハビリテーションを行う。	原則6ヶ月以内(延長可)	傷害保険加入	千葉県公立学校教職員健康審査会委員(精神科医)	明確な基準は設けていないが、校内受入態勢の整備程度維持できること。また、教諭の場合は単独で授業を実施することができる」とを認める目安としている。	随時(特に期間は定めてない。)	なし
13 東京都	東京都公立学校教員	なし	【内容】 ・第1段階(職場の雰囲気に慣れると):週3日、半日程度。文書作成補助、パソコン操作、図書管理・整理等 ・第2段階(教諭を視聴に入らる。):週2~5日、半日程度以上、分掌補助、指導案作成、授業参観、給食・清掃指導等 ・第3段階(教諭に立つ。):週5日、ほぼ全日、授業参観、給食・清掃指導、担当教科の指導、管理職の指導下での授業実施等 【実施場所】 対象者の所属学校	原則として、3か月	公費による傷害保険の加入	休職期間が満了すれば復職する。 休職期間の途中で復職する場合は主治医や指定医師の診断を踏まえ、東京都教育委員会が判断する。	勤務に耐えうるかどうかを主治医の診断書や校長の意見で復職後の様子を定期的に察し、症状の再発や新たな問題の有無を確認する。	復職アドバイザーの所属学校への訪問	なし
14 神奈川県	県立学校に勤務する教職員及び県費負担教職員の中の休職中の教職員で、これを行うことを申し出た者	なし	・心身の故障により休職中の職員の円滑な復職を図るため、治療の一環として、所属する職場において職場復帰のためのリハビリテーションを行う。 ・職場リハビリテーションの期間は、3ヶ月以内の期間で、主治医の意見に基づき、職員が申し出た期間とする。 ・職場リハビリテーションの実施及びその内容は、主治医と協議のうえ、校長が決定する。	3ヶ月以内	・希望者は、職場リハビリテーションの実施に同意及び自己と職場リハビリテーションの期間は、3ヶ月以内の期間で、主治医の意見に基づき、職員が申し出た期間とする。 ・職場リハビリテーションの実施及びその内容は、主治医と協議のうえ、校長が決定する。	健康審査会委員4名(精神科医) ・主治医 ・主治医以外の医師1名 ・テレシジョン実施場所との間で、休職中の事故を補償の対象とした傷害保険に加入することができる(平成26年5月12日から保障適用)	一般疾患については、主に治療の回復状況 精神疾患については、回復状況のほかに本人の意欲、業務適性等を総合的に判断	健康審査会においては、主に治療の回復状況 精神疾患については、回復状況のほかに本人の意欲、業務適性等を総合的に判断を経由して提出させる。	健康審査会においては、主に治療の回復状況 精神疾患については、回復状況のほかに本人の意欲、業務適性等を総合的に判断を経由して提出させる。
15 新潟県	【対象職員】 県立学校教職員 【対象内容】 ・休職の発令を受けている教職員 ・3ヶ月以上にわたり病気休職を取得し又は取得を予定している教職員 ・所属長が支援を必要と認めた教職員 【受講条件】 ・病状が安定している。 ・職場復帰に意欲があり、試し出勤の実施を希望している。 ・主治医が可能であると判断している。	なし	【試し出勤の実施場所】 試し出勤の在籍所属 【試し出勤の実施用例(教諭の場合)】 ・第1段階…職場の雰囲気に慣れる。(週2日・2時間程度) ・第2段階…職場の仕事の内容に慣れる。(週3日・3~4時間) ・第3段階…児童・生徒とのふれあいに慣れる。(毎日・3~6時間) ・第4段階…職場復帰に向けて具体的な準備を行う。(毎日・4時間~正規の勤務時間)	試し出勤の実施期間は原則として4週間に以内	試し出勤者は傷害保険に加入	医師(2名)	医師の診断書	復職後、保健師の学校訪問や電話等により、状況を把握している。	状況により個別に判断
16 富山県	富山県公立学校教職員において病気休職から復職する者	なし	職場復帰に向けた支援の流れとしては、①療養に専念する時期 ②職場復帰の準備を始める時期 ③試し出勤を行う時期 ④職場復帰に向けた最終調整を行う時期 ⑤職場復帰訓練(オーバーアップ)の時期としている。 ③試し出勤を行った時期に行なう支援計画の例】 (例1)2段階(数ヵ月前から半日程度の勤務) ・初期段階(半日~6時間程度の勤務) ・最終段階(正規の時間による勤務) (例2)4段階(きめ細かく) ・第1段階(職場の雰囲気に慣れる) ・第2段階(職場に慣れる) ・第3段階(さまざまな業務を行なう) ・第4段階(職場復帰の具体的準備を行う)	本人の状況に合わせて実施	なし	主治医、他医師1名の計2名	・復職のための「試し出勤」の状況 ・授業参観、面談 ・医師の診断(2名) ・校長の所見 ・市町村教委の所見	学校長や地教委の面談	状況により個別に判断

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
17 石川県	県立学校(大学を除く。)の校長、教員、委嘱助手及び直系配偶者、県費負担教職員並びに県費負担精神疾患により休職中の者	なし	休職したまま所属する学校において職務に関するリハビリーションを行い、スムーズに職場復帰を果たすための支援を行なうもの。短時間で「負担の少ない内容から段階的に通常業務へ近づけていく」最終段階では通常勤務と同様の負荷をかけた訓練内容とする。 訓練の実施場所は、所長が主治医の指導を受けて作成するものとし、訓練の指導・監督は、所属長が行い、訓練の場所は、対象職員の所属校等とする。	1月間にわたる訓練期間中で、所長が監督する期間を設定又は延長できる。	「石川県公立学校教育職員健康管理審査会」の委員である医師3名 ※死亡・後遺障害・入院・通院	勤務内容は軽減するが1日2回の対象職員を被保険者とする傷害保険加入者に対する診断書の所見、審査会による診断書の所見、主治医による診断書の所見をもとに、審査会委員の合議により決定する。	復職後1年以内にあつてはD3(健後1年を経過してD1)とされるまでの間	該当者の判定区分がD3(健後1年を経過してD1)となるまでの間	なし	
18 福井県	原則として、精神疾患により休職している職員で、主治医の同意の下に本人の意思に基づき復職プログラムを希望する者	なし	本人の申出、主治医の了解の上、校長は復職前の6週間を原則として、特に必要な場合、6週間とする。 場合によってはプログラムの中止もあり得る。 第1ステップ(職場の状況次第)。(の具体例…読書、図書室の管理運営の補助、文書作成補助、教科・学年単位の会議への参加、職員会議への参加など) 第2ステップ(自分の職務について考える)。(の具体例…担任教科の教材研究、授業参観、学級活動の補助、校長・教頭への相談、行事への参加、補助など) 第3ステップ(職場復帰のための具体的準備)。(の具体例…担当教科の教材研究、指導案の作成、TTによる授業実施、所長の管理下で授業実施、学級活動の補助など) なお、復職プログラムは下記事項に従い、実施する。 ①復職プログラムの指導・監督は、所長が行う。 ②実施計画は、対象職員の病状の回復状況等を考慮し、所長が作成する。 ③所長は、復職プログラムの目的、内容、期間等について対象職員と十分打合せを行なう。 ④対象職員は、復職プログラムの目的を十分理解し、その目的が達成できるよう取り組む。 ⑤所長は、対象職員、主治医および配偶者、親族等と連携を図り、復職プログラムを行う。 ⑥所長は、所長職員に復職プログラムの実施計画を説明し、円滑な実施を図る。	原則として、6週間とする。 ただし、特に必要な場合は、6週間を超過することができる。 ※延長申請の場合は、最長3ヶ月とする。 ①補償対象就業中の事故・ケガのみ ②保険金額 ・死亡、後遺障害保険金 500万円 ・入院保険金日々額 3,000円 ・通院保険金日々額 2,000円	主治医、所長、(小中学校の場合 市町教育委員会)、健康審査委員会	特に基準は設定していないが、対象職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 ①補償対象就業中の事故・ケガのみ ②保険金額 ・死亡、後遺障害保険金 500万円 ・入院保険金日々額 3,000円 ・通院保険金日々額 2,000円	なし	なし	適応障害等による休職者が復職する際、異動により勤務環境を変えることが必要な場合も多い。このため、状況に応じて判断するようにしてほしい。	
19 山梨県	山梨県教育委員会の任命に係る教職員のうち休職中の者で、条件を満たした者とする。ただし、休職結合ができない者についても、次の条件を満たせば実施できるものとする。 一、規則正しい日常生活を送ることができる復帰への意欲を持つている者 二、主治医が、病状や体力等の回復状況から職場リハビリを実施可能と判断した者 三、所長が受け入れ可能と判断した者	なし	実施場所は、対象者の元の所属とするが、元の所属に不適合等がある場合はこの限りではない。 内容は、出勤に慣れるための出勤訓練から始まり、学校、学生、授業等に慣れて、復帰のための準備まで段階的に計画し実施する。	原則としてかかる程度とする。 ただし、疾病等の状況により別途延長する場合もある。 延長又は中止できるものとする。	対象職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 ①保健室内容:就業中の事故・ケガのみ ②死亡・後遺障害 ・死亡、後遺障害 3,000万円、入院日々額 5,000円、通院日々額 3,000円	主治医、県教委衛生管理課	①本人が職場復帰に対して十分な意欲を持っていること ②生活リズムが確立していること ③一人で安全に通勤できること ④障害が安定していて再発の恐れがないこと、家庭院や服薬などが確実に行われるること ⑤業務を行うための持続力・集中力・体力があること ⑥必要な程度に対人関係が改善されていること	学校管理職、県教委衛生管理課 ※必要と判断する場合に面談により個別に判断し、支援措置を実施する。 原則、所長にてり、学校への配慮。 就業上の配慮が必要な場合は、「職場復帰及び就業上の配慮に関する情報提供書」を衛生管理医が作成(就業短縮の場合の期間:13ヵ月)	衛生管理医、職場復帰支援者を支援する者を対象者としているが、所長は、対象者の勤務状況及び健康状況を考慮し相談に応じる。	
20 長野県	・県教育委員会事務局、教育機関、高等学校、特別支援学校の職員。 ・小中学校の職員で市町村教育委員会から依頼を受けた職員。 上記のうち精神疾患により休職等している職員で希望する者	なし	①集団リハビリティーション・県内実施 ・集団精神療法(リラクゼーション・生活技能訓練等) ・模擬授業 ②職場リハビリティーション 在籍する所属(校) ・授業参観、清掃指導等、学習指導案づくり ・授業の実施 ・時間どおりの授業実施 ・授業の他に校務分掌等時間どおりの職務の実施	①8回 ②8週間	なし	教職員健康診査会委員である精神科医師3名	①病状及び職務能力が職場復帰するに適した状態に本格的に回復しているか ②職場復帰に向けて意欲はあるか ③復帰後、体力的に他の教職員に過度な労働できるか(身体が慣れたか) ④自分が精神神経系疾患に罹患したことの前向きに捉え今後の職務に活かしていくか ⑤フレンドに対して対処できるか ⑥職場の受け入れ体制が整備されているか	3か月に1回、所長から定期的に提出。健康審査会で審査を行っており、小・中学校は毎年。	なし	所長が主治医に連携し、本人の職務軽減を図っている。
21 岐阜県	精神疾患等(精神疾患又は一般疾病(限る。)により休職している職員)	なし(復職審査の資料としている。)により休職している職員	実施内容:第1~5段階に分けて段階的に実施時間、プログラム内容を充実させていく、復職後の職務に慣らしていく。 実施場所:対象職員が所属する職場	2か月以上(40日間以上)	あり(教職員相互組合事業により傷害保険料を負担)	岐阜県教職員保健審査会の第2部会(精神・精神系疾患担当)の委員の精神科医3名、または第3部会(機能障害の残る一般疾病担当)の委員である医師(専門医)2名	①病状及び職務能力が職場復帰するに適した状態に本格的に回復しているか ②職場復帰に向けて意欲はあるか ③復帰後、体力的に他の教職員に過度な労働できるか(身体が慣れたか) ④自分が精神神経系疾患に罹患したことの前向きに捉え今後の職務に活かしていくか ⑤フレンドに対して対処できるか ⑥職場の受け入れ体制が整備されているか	①四半期ごとに所長が実施し、所長が経過報告書を提出 ②復職後、健康相談を実施 ③①②とも小・中学校を除く。	職員の状況に応じて、必要な期間	なし
22 静岡県	県立学校教職員、市立学校県費負担教職員、指定都市は除く。)並びに県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する教職員。主治医から指示された場合は、90日未満の承認であっても訓練を行なうことができる。	90日以内に特別休暇者及び休職中の者	職場復帰訓練(訓練対象職員の在籍する学校)	・過去5年内に精神的な疾患に罹るに伴う休暇を取得又は休職した者は、4週間 ・特別休暇及び休職の期間を通算して181日以上の者は、2週間 ・特別休暇及び休職の期間を通算して181日以上の者は、4週間	対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 死亡、1,500万円、後遺障害 1,500万円 ・入院日々額 5,000円、通院日々額 3,000円	健康審査会委員(精神科)	授業を滞りなく行えるかどうか 保健師の支援事業として、職務復帰後1ヶ月程度を経過した時期に、職務復帰後相談を実施している。	なし	なし	
23 愛知県	精神疾患による休職中の者で、その状況を安定し、プログラムを希望する教職員	なし(プログラムの実施の結果は復職審査をする上で参考資料とする。)	内容:対象教職員が休職前に從事していた職務を考慮した 実施場所:対象教職員が所属する公立学校	原則3か月以内であるが、県教育委員会が、特に必要と認めた場合は、休職期間が終了する期日まで実施を継続することができる。	あり(傷害保険医師)であり(精神科)	本人、家族、管理職員との面談で、病状の回復への経過、復職支援プログラムの実施状況、復職への不安や意欲、復職後の治療予定、再発に対する予防策、家族としての療養、学校内の環境調整や復職後の体制等について確認した上で、学校現場において教職員として7時間45分勤務が可能な状態であるかの医学的判断	①復職後3か月は、後遺障害計画として必要に応じて勤務活動削減措置などを実施する。 ②日2時間の時間単位の療養休暇による勤務減免については、3か月を超えない範囲でその必要な期間が認められる。さらに必要が認められるときは3か月までの延長が可能。	①3か月 ②3か月(さらに必要と判断される場合は3か月の延長が可能)	なし	

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容 (2)復職後の経過観察の実施期間 (3)復職後の人事配置等の配慮	
24 三重県	①休職者 ②3か月以上の休職者	①②共通：本人の希望	①②共通：①2段階を踏んで実施 ②一段階で生活リズムを整える(週5日、2~3時間) 文書作成補助、図書管理等 ③段階で職場の雰囲気を慣れる時期(週5日、1時間) 補助的業務(文書作成、授業案等) ④段階で職務を視野に入れた時期(前期週5日、6時間) 授業案、給食、担任教科の研修 ⑤段階で職務を視野に入れた時期(後期週5日、6~8時間) 授業参観、給食、教科研究、授業・実施場所:所属校 ⑥職場復帰訓練中及び復職後概ね1年間リワーク支援専門員(臨床心理士)を派遣	①原則、30日以内 ②原則、10日以内	①②共通:なし	専門医委員(精神科医)、専門医以外の委員(県立学校長代表、中学校長代表、小学校長代表)	審査会の答申議は、原則として意見一致とする。 ただし、意見が分かれるとときは、多数の意見をもって審査会の答申とする。	①審職1か月、3か月、12か月後報告を学校長に提出するようにしてい ②なし	
25 滋賀県	県立学校、県教育委員会事務局および県教育委員会に勤務する教職員、市町立学校に勤務する教職員については各市町教育委員会が所管しているため、実施内容等は把握していない。)	なし	①療養中のケアと主治医との協議 ②むし出勤の実施 ③所属者は対象職員の療養期間、職種、当該業務および職場の状況等を総合的に勘案し、「試し出勤実施計画書」を作成する。 ④試し出勤実施後は主治医による職場復帰可否判断を行い、その後、産業医(精神科医)の面談を行う。 ⑤復職支援調整会の開催 ⑥復職後の相談	①休職中 ②休職中に(復職予定の1~2か月前) ③復職直前 ④復職後	②のみ公費により傷害保険に加入する。	医師2名	医師2名の診断	・勤務経減措置 ・相談事業	
26 京都府	「精神及び行動の障害」によつて休職を往復すること自体が、対象教職員にとって負担となるため、まず、通勤に慣れることから始め、軽めの作業を短時間行なうことで職場に慣れることを目的とする。 その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れしていくとともに、作業の質、量についても徐々にレベルを上げていき、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるよう計画する。 ①規則的な日常生活をすることができる程度に併せて安定していること。 ②対象教職員自身が職場復帰に意欲を持ち、ならし勤務の実施を希望していること。 ③主治医が職場でのなし勤務の実施が可能な状態であると判断していること。	なし	開始当初は、自宅と職場を往復すること自体が、対象教職員にとって負担となるため、まず、通勤に慣れることから始め、軽めの作業を短時間行なうことで職場に慣れることを目的とする。 その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れていくとともに、作業の質、量についても徐々にレベルを上げていき、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるよう計画する。	3か月の範囲 ただし、必要と認める場合は期間を延長	ならし勤務中の災害等を保証する保険制度が可能な状態であり、毎月、確実に出勤できることができます。	・医師2名(うち1名は国公立病院等で勤務する者) ・京都府公立立学校教職員疾病専門家会議(医師・行政職員で構成)	・勤労意欲があること。 ・所定の勤務時間における勤務が可能な状態であり、毎日、確実に出勤できること。 ・新たに応じて職場復帰後、精神科医から、対象教職員とともに助言指導等を受けていること。	校長は、対象教職員の職場復帰が決定した場合には、職場復帰後の実績を報告する。 また、必要に応じて職場復帰後、精神科医から、対象教職員とともに助言指導等を受けていること。 なし	学校に復職した教職員に対し、日々の長期休業日前まで定期的に巡回講師による精神科医から、対象教職員とともに助言指導等を受けていること。 长期休業日は措置しない。
27 大阪府	精神疾患により休職している府立学校にて勤務する教員及び府費負担教員で病気休暇・休職者	なし	公立学校共済組合近畿中央病院に委託して職場復帰支援プログラムは、年間2ヶ月を実施(1期当たり2回のプログラム)	①8月～10月 ②11月～2月	なし	医師2名	医師2名の診断	精神疾患により休職していた教員に対して、校長が職務遂行状況の把握と復職後の状況を主治医から聞き取りを行い、教育委員会に報告するものとしている。	1か月 所属していた学校に配置する。 通常90日を超えて病気休暇または休職している教員が復職する際に、学校事情を勘案して、復職後2週間を限度として、職場復帰について非常勤職員を指置する。
28 兵庫県	①及び②県立学校教員及び県費負担教員で病気休暇・休職者 ③病気休暇等から復職した県立学校教員及び県費負担教員 ④県立学校教員及び県費負担教員で病気休暇・休職者	なし	①公立学校共済組合近畿中央病院で専門家チームによる集団精神療法、模擬授業、各種グループワークを実施 ②公立学校共済組合近畿中央病院の専門家チームが県内ヶ所を巡回し、集団療法、精神健康チェック、各種グループワーク、必要に応じて個別面談を実施 ③公立学校共済組合近畿中央病院において専門家チームによる集団精神療法や精神健康チェックを実施 ④所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経過させ、復帰・復職に対する不安の解消を図る(出発前)	①第1期(8月下旬～11月上旬) ②第2期(11月下旬～2月上旬) ③5月中旬～7月上旬 ④6月下旬～7月中旬 ⑤原則4週間	なし(任意で(財)学校厚生会「職場復帰援助事業」に加入) なし(任意で(財)学校厚生会「職場復帰援助事業」に加入)	精神科医3名 精神科医3名(うち1名は公立病院または公立の病院または、同等と認める医療機関に勤務する医師)の診断書と校長の副申書により、病気休暇取扱前の状況まで快復しているかをベースごとに確認し、復職を判断する。	健康管理審査会で審査	復職1か月後、2か月後、3か月後、6か月後	所属していた学校に配置する。
29 奈良県	精神疾患による休職期間が1年を超える、復職の意思を示すとともに復帰訓練を希望する者	なし	・所属長及び主治医の意見を聴いてその内容を定め、休職者自らの願い出に応じてその所屬する学校において所属長の指導のもとで行う。 ・学校へ足を運ばせる。 ・管理職、同僚とのコミュニケーションを図る。 ・事務処理に慣れるために簡単な文書を作成したり、校務分掌上の仕事をする。 ・児童生徒とのコミュニケーションを図るとともに、生徒指導力の回復を図る。 ・教科指導力の回復のため、指導計画を立て授業を実施する(単独では授業をせない)。	3か月	なし	奈良県教員メンタルヘルス委員会 ・精神疾患に関する専門的知识を有する者 ・その他教育長が適当と認める者	医師の診断書、なお復帰訓練を実施した場合は、観察記録等も参考にする。	なし	なし
30 和歌山県	和歌山県教員健康審査会において、段階的に授業参観、事務作業、会議への出席、教材研究等を行う。本人と校長、市町村教育委員会が相談し、内容を決めていく。	あり	勤務校において、段階的に授業参観、事務作業、会議への出席、教材研究等を行う。本人と校長、市町村教育委員会が相談し、内容を決めていく。	原則として、4週間	あり(互助会負担)	・精神科医3名(内1名、保健所長) ・内科医1名	復職審査(審査会1)→主治医の意見(通院状況、現症、診断、処方内容等)、本人及び看護職との面談(ミニミーティング等)、1か月の認証作業の実施 復職審査(審査会2)→面接 復職審査(審査会3)→学校長の報告書(校長の觀察記録、本人の行動日誌) 審査会1、2を含めた総合判断	校長が、勤務校における勤務状況全般について観察するとともに、左記審査会で審査	特に期間は設けず、経過審査により個別に決定している。
31 島根県	県教育委員会事務局職員、県立学校教員及び県費負担教員のうち精神疾患による休職者	あり	所属長が開催する復職支援検討会(主治医、本人、所属長、教育委員会担当者が参加)により個別に訓練計画を作成。訓練は徐々に内容(量・質とも)を増やし無理のないよう進める。本人の職場で実施	原則4週間	あり(公費)	医師	以下の報告を基に、健康管理区分を決定 ・診断書 ・健康管理区分変更申請書 ・本人面接審査 ・職場復帰訓練終了報告書等	校長が勤務校における勤務状況全般について観察するとともに、健康管理審査会において経過審査を行なう。	特に期間は設けず、経過審査により個別に決定している。 現任校での復職を原則とする。
32 島根県	島根県教育委員会が任命する教育職員及び県教育委員会事務局職員等であつて心の問題により休職等の者	なし	・実施場所:原則として対象者の所属所 ・実施内容:職場復帰後の状況に準拠して、段階的に訓練を行なう。 ・支援プログラムの手順とポイント> Ⅰ 支援プログラムの計画立案: ・本人が職場へ出かける行為を、日常的にできる二点 ・管理監督者は、本人と話し合い、実施計画を立てる。 Ⅱ 支援プログラムの開始: ①職場の状況を把握する。 ②状況をながら判断する。 ③教職員との関わりをもつ。 ④児童生徒との関わりをもつ。 ⑤授業を行なうための準備をする等 Ⅲ 支援プログラムの見直し ・実施内容等については、本人の意見を反映し、悪化防止への配慮を行うこと。	実施期間:原則3か月以内とする。 ただし、病状により計画の変更(短縮、延長、中止)を行うことができる。	あり(互助会負担)	精神科を専門とする医師	児童・生徒に直接的な教育指導や円滑な学級経営ができるか。 専門カウンセラー(精神科医師)、保健師による随時相談(電話、メール・面接等)、臨床心理士による相談等によるフォローを行なっている。	所属長は職場復帰後の病状を確認し、再発予防を行なう。	主治医等の意見を踏まえ、所属長が本人と確認しながら負担軽減を図る。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会が審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容 (2)復職後の経過観察の実施期間 (3)復職後の人事配置等の配慮	
33 岡山県	岡山県教職員健康診断審査委員会において、精神疾患等により休職していると判定された者	原則として、対象者は全員実施	補助的作業、指導案の作成、授業参観、給食清掃指導、補助実習等。 ・所属長と対象者及び主治医とで十分協議し、復職プログラムを作成する。また、精神科医・臨床心理士からなるメンタルヘルス部会において、本人と所属長を含めて面接を行い、各個人の状況に応じた計画を作成する。 ・実施場所については、原則所属で行う。	原則4週間(実施期間の上限は3ヶ月)	あり 普通傷害保険補償内容：死亡後遺障害者2,000万円・精神責任保険額1,000万円・対人1億円・対物1事故100万円、免責なし	岡山県教職員健康診断審査委員会 所属長・医師・看護師・精神保健福祉センター・医師	岡山県教職員健康診断審査委員会が「要介護度別勤務区分」(勤務を休むが認められるもの)以外と判定されるもの(本人面接、委員による事前診察、復職診断書等により判定)	復職後、所属長が対象者(開設者と面接等)復職後6ヶ月経過後までに、健診結果を提出する。復職後3ヶ月以内に保健室を派遣し、復職後の面談を行う。	
34 広島県	精神疾患による病気休職者	あり	①休職開始時及びその後3ヶ月ごとに状況を把握し、必要に応じて、助言等を行。 ②復職しようとする場合、原則として、所属校で試験的勤務を実施する。	①については休職期間中 ②については1ヶ月程度	あり	一般審査会の委員は、内科、外科、整形外科等の専門医師5名を委嘱する。 精神審査会の委員は、精神科の専門医師6名を委嘱する。	主治医の診断書、所属校での試験的勤務の状況、本人と家族等との面接を参考して個別に判断する。	校務分掌の軽減や相談体制の整備等を図るとともに、面談等により復職後の1ヶ月の状況を把握する。	
35 山口県	県教育委員会が任命する教員のうち、精神・神経系疾患のため休職を命じた者は病気休暇の承認を受けた者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム・休職(病休)中の「1か月程度」をかけて復職準備を行う。 ・実施場所は担当者の勤務の部署・プログラムは、状況に応じて段階的に実施し、最終段階では通常の勤務と同じレベルに到達することを目指す。	1か月程度	復職プログラム実施中は保険措置あり	医師2名(1名は所属若しくは公立機関の医師)	一日の通常業務を滞りなく行えるかどうか	所属長が面談等により状況を把握するとともに、勤務状況等を県教育委員会に報告する。	
36 徳島県	精神性疾患により病気休暇中(連続30日以上に限る)又は気体休職中で病状が安定し、職務復帰を希望する教職員	なし(希望制)	所属校(勤務場所)において、当該休職者の病気の内容、休職等の期間、担当業務及び職場の状況等を総合的に勘案し、所属長が当該休職者等及び主治医と協議して定める。	1か月、なお、当該プログラムの実施状況から必要と認められる場合は期間を延長することができる。	傷害保険に、自己負担で加入すること。	教育委員会関係係員3名に加え、医師5名(精神科、心療内科、産業医)、臨床心理士1名で復職審査会を構成する。	特に基準を設けていないが、職務復帰プログラムの結果や本人及びその管理者の状況から必要と認められる場合は、定期的に評議會を開催する。	復帰後の勤務状況全般を校長が観察し、1期(1月、3、6ヶ月後)及び定期審査会委員(医師の受診状況、3所属長の意見等)を記述した報告書を提出する。 ・指導助言を行って出席委員の過半数をもって決可否。出席からの復職後には臨床心理士を派遣し面接により助言指導を行う。	
37 香川県	県教育委員会の任命に係る教諭、美術教師、論理、宗教教諭、講師、家庭習助手及び寄宿舎指導員(再任用職員、常勤職員を除く。)のうち、地方公務員法第26条第2項第1号に該当する一定の資格となるため、原則として実施することとしている教員	義務ではないが用意する。 ・休職者が復職前にその職務についてウォーミングアップする。 ・休職場の原則として、6週間に亘り、休職者が所属する学校において行った健康審査における病状等を踏まえ、休職場に向かう。 ・休職場における病状等を踏まえ、休職場から復職後までの連絡した支援を実施する。 ・復職前、休職者の不安軽減を目的に「リハビリ出勤」を所属校で1か月実施。 ④復職後、対象者の自負軽減を目的に「復職サポート職員(非常勤職員)」を1か月設置 ※サポートチーム構成員:産業医、精神科医、臨床心理士及び保健師	原則として、6週間(12月1日～)	県教育委員会が「普通傷害保険」の実施状況から必要と認められる場合は「普通傷害保険」に加入している。	教育委員会の諮問に応じ、「香川県教育委員会健康審査会」において、教職員の精神疾患による健康状況について審査し、答える。 この審査会は、精神科医師である委員4名で構成される。	職場復帰プログラム中の勤務状況に関する校長の意見書や主治医の診断結果書に所属者の意見を添えて提出を求めている。	復職後3か月ごとに、本人の健康状況報告書に所属者の意見を添えて提出を求めている。	復職後、約9か月後まで本人にとって勤務校をえたまはがない場合には、人事配置を配慮している。	
38 愛媛県	精神疾患により休職している公立学校教職員	なし	①休職者及び主治医の同意を得てシステムを運用 ②教職員復職サポートチーム(休職者及び所属職場の支援)と学校復職支援班(休職者の職場復帰の支援)が連携しながら、休職中から復職後までの連絡した支援を実施 ③復職前、休職者の不安軽減を目的に「リハビリ出勤」を所属校で1か月実施 ④復職後、対象者の自負軽減を目的に「復職サポート職員(非常勤職員)」を1か月設置 ※サポートチーム構成員:産業医、精神科医、臨床心理士及び保健師	必要な期間(リハビリ出勤は原則1か月(4週間))	リハビリ出勤中の傷害保険料を公費で負担	主治医 産業医 精神科産業医 精神科臨床心理士 嘱託臨床心理士	回復の程度 主治医の意見 本人の意思	復職した3か月後及び6か月後、所属長がサポートチームに復職者の状況を報告する。 サポートチーム構成員が、必要に応じて本人等と面談する。	必要な期間 所属していた学校に配属する。 なお、精神疾患により休職した教職員の職場復帰を支援する者(復職サポート職員)を県立学校に配置、又は市町(組合)立学校に派遣することとしている。
39 高知県	精神疾患を原因とする休職又は病気休暇(引き続き120日を超える病気休暇に限る)、県教育長による休職を除く。県教育長は、原則として必要と認めた場合に限り休職を行うもので、休職の際は原則としてこの限りではないから復職しない。 ・本人からの願出に基づき、学校長経由で県教育長への必要書類の提出のあった者で実施許可となった場合、実施計画書にて所属校で実施する。 ただし、県教育長は、原則として必要と認めた場合に限り休職を行うもので、休職の際は原則としてこの限りではないから復職しない。 ・内定者は、全員実施している。)	なし	①流れ (1)本人からの願出に基づき、学校長経由で県教育長への必要書類の提出のあった者で実施許可となった場合、実施計画書にて所属校で実施する。 (2)ステップ1:学校内の雰囲気(休職の理由)に応じて、児童生徒の在校している時間帯) (3)ステップ2:平常の勤務に慣れる児童生徒の在校している時間帯) (4)ステップ3:【担当校務を全てこなす(正規の勤務時間帯)]	原則4週間(ただし、心の健康対策委員会が必要と認めた場合は原則と異なる場合に変更できる。)	あり 運動を含む実施期間中、傷害保険料を公費で負担する。 県教育委員会が負担する。	高知県公立学校教職員心の健康対策委員会の委員(公費負担)、 ○公立学校教職員心の健康対策委員会の委員(公費負担)として精神疾患(主として精神疾患)に関する意見を求めるために面談 ○委員は、医師・学識経験のある者及び高知県公立学校教職員心の健康対策委員会の委員	高知県公立学校教職員心の健康対策委員会からの方針(高知県公立学校教職員心の健康対策委員会の委員)に沿って精神疾患(主として精神疾患)に関する意見を求めるために面談を行って対象者の復職の可否に関する意見を具申する。	校長は勤務状況を把握し、適切な支援を行ふ。 また、県教育長が必ず認める場合は、勤務状況報告書を県教育長に提出する。	随時 なし
40 福岡県	精神神経系疾患による休職者	あり	・休職者の所属長が主治医・休職者及びその家族等と訓練実施時期や訓練内容等を十分協議し訓練実施計画書を作成する。 ・実施場所は該当所属にて行う。 ・実施時期を4つ程度に区分し段階的に訓練を行う。	4週間程度(必要と認めるとときは4週間に以上の期間で実施することができる。)	あり 職場復帰訓練中の事故等に対する補償のため傷害保険に加入。	福岡県教職員身体検査審査会委員(高知県教職員身体検査審査会委員は、福岡県教職員身体検査審査会議則により、「学識経験者」、「学校医」、「その他教育委員会において必要と認めた者から任命又は委嘱する者」などに分かれている。精神神経系疾患に関する事項については、現在は精神科医4名で構成している。)	職員の状況に合わせ、個別・具体的に判断を行うため、復職を判断する基準を設けていない。	なし なし なし	所属していた学校に配属する。 ただし、職員の勤務状況により休職した教職員の職場復帰を支援する者(復職サポート職員)を県立学校に配置、又は市町(組合)立学校に派遣することとしている。
41 佐賀県	精神神経系疾患により休職している教職員又は一級疾患により休職している教職員のうち後遺症等が残っている者	あり	「佐賀県教育関係職員の休職に係る保健管理要綱」に基づき、所属校に段階的な治療訓練を実施。 ・本人の希望に基づき、審査委員会で書類審査を行い、その結果「測定するに至る支障がない」と認められた後に実施。 ・所属長は段階的な復帰訓練計画を本人と協議して作成。訓練の実施に当たっては主治医と連絡を取り、計画の調整が必要な場合は指導を得る。 ・段階別例。 第一段階 職場に慣れる時期 3~4時間 第二段階 教職を視野に入れた時期 4時間へフルタイム 第三段階 教壇に立つ時期 フルタイム	2か月程度	職場復帰支援に係る「復帰訓練」中の傷害保険料は、保険がある。掛け金は、佐賀県教育委員会が負担している。	主治医 精神科精神科医(審査委員)	意欲が十分あるかどうか、通勤時間帯に安全に通勤できるかどうか、業務に必要な作業ができるかどうか、疲労が翌日までに回復するかどうか、授業を滞りなく行えるかどうか	復職後、2週間の就労状況は報告書の提出をさせている。その後も3か月ごとに病状や就労状況を把握している。 ・所属していた学校に配属する。 ただし、職員の勤務状況により休職した教職員の職場復帰を支援する者(復職サポート職員)を県立学校に配置、必要があり定期的に以前の医療行為があると規定し、所属長に連絡している。通常、復職後1年間は管理とし、その後は病状に応じて勤務軽減を実施している。 ・復職する小学校教諭は、『復職補助教員』を復職した日から2週間任用している。	なし なし なし

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって講義を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受職者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
42 長崎県	復職審査会に諮る精神疾患・休職中の教職員で、復職訓練の実施に同意し、かつ主治医の同意を得た者	なし	在籍校の校長が、学校における復職訓練の内容について、該当職員との面談を十分に行い、主治医と相談して計画書を作成する。 (訓練内容例、教諭) ①第一段階(授業参観・指導案作成等)2~4時間 ②第二段階(授業参観・給食指導・参加等)4~8時間 ③第三段階(授業実践・校務分掌補助等)6~8時間 ④第四段階(担任職務補助等)通常の勤務時間	6週間から2か月程度	なし	医師	○医療改善度、再発の可能性、服薬、治療院等の必要性等での状況を検討した上で、職務の実行可能かを評価する。 ○復職訓練等をもとに、訓練内容に耐えうることや、職場復帰に向けての意欲がみられる。 ○復職後、家族の支援等が得られる状況にあること。 ○生徒指導上の対応、教科等の授業の指導ができること。 ○教職員、保護者等との人間関係を確立できること。	学校における支援を継続して行うよう通知するとともに、学校訪問などを機会とさせて経過観察を続けていく。	なし	対象者の在籍する学校に対する人的配置等は特例的なものないが、本人の異動が起こる場合は、以下のよう配慮を行っている。 ○転勤の自担のないよう、復職後すぐの異動は極力避ける。 ○その後、異動する際は、主治医等の意見を参考に、可能な範囲で、学校規模、通勤距離等、異動先を配慮する。
43 熊本県	熊本県教育委員会の任命に係る職員のうち精神神経系疾患等により休職中の者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間にごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	原則4週間	なし	・学識経験者 ・関係行政機関職員 ・主治医の診断書 ・所長の見所 ・訓練の報告書 ・面談	医学的にみて、職務に対する健康上の適否	なし	なし	精神疾患により休職した職員の円滑な職場復帰を図るために、勤務の軽減によることを目的とした復職支援着眼を設けている。
44 大分県	精神疾患により休職を命じられた教職員	あり	精神科医の名で構成された健康診断審査会において、以下の日程で丁寧に審議し復職に向けての支援をしている。 ①復職希望の書類審査(健康診断審査会) ②面接(健康診断審査会) ③復職訓練(月日・短時間勤務から始める(各学校において計画している。) ④復職訓練2日目…通常勤務、授業観察、授業実施(TT) ⑤復職訓練3日目…授業実施(主担当)、分掌業務を行う。 ※3か月の復職訓練で足りない場合は延長したり、きちんと勤務できない時には再度休職に戻し療養せざる場合もある。	支援期間は、3か月の復職訓練を含み5か月にわたる。	なし	健康診断審査会を構成する精神科医4名	復職準備期間中の面接から快復度合い ・教員としての職務に耐えうる状態まで快復しているか	これらのコンシェルジュ(本年度ご名前)の学校訪問時の個人面談 ・教育事務から校長への経過観察依頼 ・福利厚生課による健康診断時の個人面談以上のような対応によりケアしている。	特に設定はしていないが、学校訪問の際にも管理職へ様子を聞くようにしている。	なし
45 宮崎県	宮崎県教育委員会の任命に係る教職員	あり(精神疾患により休職中の者)	原則として4週間に亘り、目的に応じた4段階で実施 ・第1段階 仕事の空港気におられる。 ・第2段階 授業に慣れる(教諭の場合)。 ・第3段階 職場復帰に向けて具体的な準備を行う。 実施場所は休職者の所属校	原則4週間	あり ・普通傷害保険 ・対象者が職場復帰トレーニング実施中及びその通勤途上に事故にあった場合の補償 ・賃貸責任保険 ・対象者が職場復帰トレーニング実施中に第三者の身体及び財産に損害を与えた場合の補償	医師を委員とした病害審査会	・主治医の診断 ・復職支援プログラムの実施状況 ・精神疾患となった要因の欠如 ・自信をもって勤務しているか ・担当業務が適切に行っているか ・同僚と違う感覚で協力して仕事をできるか。 ・児童生徒と同僚と自然に接することができているか。 等の内容で経過観察を依頼	・表情や行動が安定しているか ・意欲をもって勤務しているか ・自信をもって勤務しているか ・担当業務が適切に行っているか ・同僚と違う感覚で協力して仕事をできるか。 ・児童生徒と同僚と自然に接することができているか。 等の内容で経過観察を依頼	状況に応じて所属校で判断	所属していた学校に配属する。 主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。
46 奄美島県	鹿児島県教育委員会の任命に係る学校教職員及び教育委員会事務局職員であって、精神障害の疾患で休職中の職員(希望者のみ)	なし	希望する職員が、勤務する所属において、所属長の指導の下に試行的に勤務する。	原則として、4週間	・実施期間中は、休職中に通常支給される給与以外に支給されない。 ・実施期間中の事故については、地方公務員災害補償法による補償を受けることはできない。	鹿児島県学校職員等健康診査委員会を設置し、諮詢委員として医師を任命している。	主な基準として、 1.現在の職場へ戻る前提で復職が可能かどうか 2.主治医の診断が復職可能と判断されているか。 以上のようなことを総合的に判断している。	なし	なし	特別な配慮は行っていない。
47 沖縄県	精神疾患により休職した教職員	なし	職場復帰前支援プログラム(復帰訓練)と職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)があり、実施場所はいずれも対象者の所属校である。	復帰訓練と慣らし勤務のいずれも原則4週間	公費で傷害保険に加入	医師二人(うち一人は公立病院の医師)の診断書及び産業医の意見書	なし	なし	職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)期間中で特に必要と認める教職員に対して、補充職員を配置している。	
48 札幌市	札幌市教育委員会が所管する市立学校及び幼稚園に勤務する教頭、教諭、及び義務教育論並びに学校栄養教諭員(市町村立学校教職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する者に限る)及び学校事務職員で、精神疾患等により休職中の者は90日を超える病気休職中の職員のうち、主に医が訓練を実施することが適当と判断した者	なし	休職前に勤務していた職場において、最初は、短時間で、毎日出勤できる状態をつくり、その後、段階で進行していく。負荷を増す最終的には、フルタイムでの通常勤務と程度をこなす。(以下、実施例)。 第1段階:職場の空港気におられる時期で、1週間間(1日2~3時間で、業務内容は文書作成補助、図書管理・整理)。 第2段階:業務を視野に入れた時期で、2週間程度(1日4時間で、業務内容は、補助的作業、文書作成、教科・学年単位の会議参加等)。 第3段階:業務の実態を視野に入れる時期で、2週間程度(1日5~8時間で、業務内容は、担当教科の研修、授業参観、給食指導補助)。 第4段階:復帰のための具体的な準備期間で、3週間程度(1日半時間で、指導案作成、校長の指導下での授業実施)。	復職前4~12週間程度(通常は、8~12週間程度行う場合が多い)。	なし	市立病院医師	・病気休職期間中に行う職場復帰訓練の実施状況 ・市で指定する精神科医師による診察 これらを踏まえて、審査会により復職の可否を判断している。	なし	なし	なし
49 仙台市	90日以上の病気休職及び休職から復帰する者	なし	学校への復帰が決まった場合、希望に沿り復帰前の職場適応訓練を行う。具体には、所属学校において復帰に向けて実際の業務を行なうなどする。	10日以内	市負担で傷害保険に加入	主治医 健康審査委員会 健康審査委員会委員会(医師10名)	診断書内容、健康診査結果等を総合的に判断する。	なし	なし	所属していた学校に配属する。 主治医、健康審査委員会の意見等を参考しながら、所属長が当該職員と確認し、校務分掌等に配慮し、勤務の軽減を図る。
50 さいたま市	精神疾患による休職者	あり	復職前に職場(学校)に適応させるため、あいさつに始まり、学習指導、生徒指導、校務事務などの内容を勤務校において行なう。	4週間	なし	さいたま市教職員健康審査会委員会(医師10名)	さいたま市教職員健康審査会の答申による	3ヶ月ごとの報告 ①医師の診断書 ②校長による観察報告書	個別に審査会答申による期間	なし
51 千葉市	休職中の職員	あり	【市費負担教職員】 I リワーク研修 ①臨床心理士、精神保健福祉士が職務遂行能力等回復のための研修プログラムを作成し、実施、②リワーク研修センター II リハビリ出勤 ①慣らし出勤、②職員が所属する職場 【県費負担教職員】 I 職場リハビリーション ①慣らし出勤、②職員が所属する学校	【市費負担教職員】 ①3か月程度 ②3か月以内 【県費負担教職員】 原則6ヶ月以内(延長可能)	【市費負担教職員】 なし 【県費負担教職員】 あり	健康審査会(産業医、健康管理医)の判定を受け人事労務担当者が最終的な決定を行う。	職場リハビリテーションの実施結果及びその他の状況を健康審査会神経・精神部会が総合的に審査・判定する。	なし	なし	なし

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
52 川崎市	精神疾患により休職を強制している長期休職者で、主治医、産業医等が復職の際に実施状況が分かる資料を提出することで、復職の判断材料としている。	受講を義務化する。リハビリの時間、内容等については、本人、所属長及び主担当医又は産業医等の間で協議して決定する。リハビリ実施場所は、原則として所属する職場とする。ただし、これにより離島は本人、所属長及び主治医又は産業医の間に、協議して決定する。	職場復帰のための教職員リハビリテーションプランを作成し、定期的に評議会を開催する。職場は原則として、本人の職場である。職場の間や状況等により、短い期間となる場合もある。	受講の実施時期	受講者に対する公費による保険措置	川崎市教職員健康診査会委員会とし、教育委員会の委員の中の怪我等の補償はしない。	主治医の診断、学校の意見書(復職者を受け入れる体制等)、リハビリの状況、産業医等の関係者による参考意見等を参考し、医師の委員を主に、業務に対する人(子ども、保護者、同僚等)関係等で、復職に問題がないかを判断する。	面談等により、復職後の状態について把握し、アドバイスを行う。	職場復帰後の状況について把握し、アドバイスを行う。 1ヵ月、6ヵ月面談を実施する。 状況により、フローフレーム面談を随時実施する。	所属校に復帰することを原則とする。 復職時に職務軽減等の配慮が必要な場合は、産業医や学校管理職、教職員等で面談を行わうが、人的措置は行わず、職場での対応を基本とする。
53 横浜市	精神疾患で休職している教職員	原則として所属校で実施。出勤訓練から始め、事務作業、児童・生徒と接するまで段階的に行なう。プログラムの作成から教職員健康相談室のソーシャルワーカーや精神専門医が相談・助言を行い、学校事情や休職者の状況に合わせて個々に作成している。	原則として、4週間から8週間	なし	主治医及び横浜市教育職員健康審査会委員5名	主治医の診断書等の審査資料をもとに、医師が委員と協議して、教職員健康審査会により、復職の審査を行っている。	教職員健康相談室の医師が委員による面談を復職の必要と判断するまで。	精神疾患による休職が、児童・生徒の職場復帰及び病気の再発防止のために、教職員健康相談室ソーシャルワーカーが学校を訪問し、本人および管理職と面談を行う。	精神疾患による休職が、児童・生徒の職場復帰及び病気の再発防止のために、教職員健康相談室の医師が委員による面談を復職の必要と判断するまで。	
54 相模原市	市立小学校及び中学校の県費負担教職員のうち、心身の故障に罹り、休職中の教職員で、これを行うことを申し出た者	なし	職場リハビリテーションは、原則として所属する学校内で行なう。 ①主治医と連携を図り、段階的に回復に向かえる効果的な内容とすること。 ②本人、その家族の希望及び主治医の意見を反映させた内容とすること。 ③補助的な事務及び作業等にすること。	3ヶ月を超えない範囲内で、主治医の意見に基づき申出者が申し出した期間	本人の希望を確認した上で、互助会で負担	教職員健康審査会委員(医師5名)	医師2名の診断書結果・教職員健康審査会の予備審査(事前面談)による意見書・職場リハビリテーション申請書等からの勤務に向けた校長意見	復職後のフォローアップ面談実施者:産業医・精神科医・保健師 復職後:1~2週間、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月 教職員健康審査会の審議結果と本人の意向に応じて実施	健康審査会の審議により経過観察に応じ、勤務時間や勤務内容の配慮あり。	
55 新潟市	精神性疾病により休職中に休職場復帰に向けプログラム実施を希望する者	本人の希望を前提とするが、実質的には所属長がプログラムの取組を促し、全員がプログラムを実施する。	対象者の病気の回復状況を考慮しながら、所属校において簡単な事務作業や授業参観・授業補助などを行つ。	1回につき3週間程度(複数回の実施も可)	あり	産業医嘱託精神科医 新潟市保健衛生部医監	健康管理委員会が、平常、ほぼ平常、または制限を加えて勤務を行えると判断するものと定めていること。 ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 等	復職から3ヵ月及び6ヵ月経過後に報告書を提出する。	所属していた学校に勤務する。所属長が、主治医等と相談しつつ本人と確認しながら分掌等を配慮して配置する。	
56 静岡市	静岡市立小学校及び中学校に勤務する地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員で常勤の者	なし ※休職等に對して、治療行為の環境とし、主治医の必要と判断した場合に、静岡市教育委員会が得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	①90日以上の特別休暇中の職員(過去5年間に精神的な疾患により特別休暇を取得した職員又は休職した職員を除く)、第1週は1日4時間程度で職場に慣れる程度の簡易な業務とし、第2週は半日からほぼ全日で実践的な業務を行なう。 ②休職中及び過去5年間に精神的な疾患により特別休暇を取得した職員又は休職した職員、別表に定めるところにより行うものとす。 ③休職の4時間程度から段階的に時間を増やしていく。 ④第2段階では、正規の勤務時間帯とする。	①2週間 ②4週間 ※訓練対象職員は、訓練期間において週休日及び休日を除く日々の2以上の日数を出社し、訓練を行なう。	公費による保険措置は行っていない。	健康審査会担当医師3名	・病状が職場復帰(復職)して問題がない程度まで回復していること。 ・学校が本人の負担軽減のために配慮を行うこと。	なし	なし	なし
57 浜松市	浜松市立小学校及び中学校に勤務する地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員で常勤の者	なし ※休職等に對して、治療行為の環境とし、主治医の必要と判断した場合に、浜松市教育委員会が得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	①特別休暇中の職員(過去5年間に精神的な疾患により特別休暇を取得した職員又は休職した職員を除く)、第1週は1日4時間程度で職場に慣れる程度の簡易な業務を行なう。 ②休職中及び過去5年間に精神的な疾患により特別休暇を取得した職員又は休職した職員、別表に定めるところにより行うものとす。 ③第2段階の4時間程度から段階的に時間を増やしていく。 ④第2段階では、正規の勤務時間帯とする。	①2週間 ②4週間 ※訓練対象職員は、訓練期間において週休日及び休日を除く日々の2以上の日数を出社し、訓練を行なう。	なし	精神科医師2名	・主治医の復職「可」の診断書、復職準備登校の実施結果書、産業医(又は衛生管理医師)の意見書と学校(園)長の意見書、産業医(又は衛生管理医師)が面接で復職「可」の判断、健康審査会委員の復職「妥当」の意見	復職後、教育委員会の保健師が学校訪問を行ない、所属長、当該職員との面談を行い、保健指導を行う。 学校訪問時に校長より本人の体調や勤務状況等について、確認している。また、授業参観も行っている。	復職後概ね1年間	原則として所属している学校に復帰する。主治医等と連携して、本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。
58 名古屋市	精神性疾病により休職中の職員が復職面接前に所属の学校へ試験的に登校し、対象教職員が休職前に從事していた職務を考慮して、主治医と相談の上、決定した業務を行う。	なし	休職中の職員が復職面接前に所属の学校へ試験的に登校し、対象教職員が休職前に從事していた職務を考慮して、主治医と相談の上、決定した業務を行う。	引き続5~10日間	なし	学校(園)長、主治医、産業医(又は衛生管理医師)、健康審査会委員	主治医の復職「可」の診断書、復職準備登校の実施結果書、産業医(又は衛生管理医師)が面接で復職「可」の判断、健康審査会委員の復職「妥当」の意見	保健師による電話または訪問にて状況確認及び衛生管理医師によるフォローフレームの実施	職員の状況に応じて、個別に発令する必要な期間	超過勤務命令や旅行命令等の発令に要する期間を加えることがある。
59 京都市	精神系疾患等で休職中の教職員、その病状が安定し、かつ復職準備登校を希望する教職員	なし ①なし(希望する場合のみ) ②なし(希望する場合のみ) ③指導困難な状態等で休職となり、長期休業等を3ヶ月以上受けざるを得なくなった教員の復職にあたり、教育委員会関係各課と協議して必要と認めた者	①療養の一環としてリハビリテーション勤務を実施する。 ②病気休業から復職までの非常勤講師等を措置する。 ③復職者のうち、指導困難な状態に陥り、そのことに起因して長期休業等に入った教員の職場復帰に当たり復職時に集中指導を実施する。	①原則1ヶ月間 ②最大4ヶ月間 ③1年間	①あり(傷害保険) ※②、③は、該当しない。	「京都市立学校幼稚園等休職職員審査委員会」が審査会は、医師によって組織され、教職員が病気に伴う長期の休暇を取得する際、また病気休業からの復職発令をする際等に、当該教職員の取り扱いに関する客観的な意見を教育長に具申す。	「京都市立学校幼稚園等休職職員審査委員会」が審査会で、本人の状態、職場環境、主治医の意見(就業可能か、どうか)、復職トレーニング実施者は嘱託精神科医の意見	所属長が定期的に復帰の該当職員の状況は職場訪問での状況確認及び衛生管理医師によるフォローフレームの実施	復職員に復帰の該当職員の状況は、当該職員の診断書やこれまでの勤務記録に応じて、必要な期間	休職の原因となる病気の種類や背景を踏まえ、必要に応じて人事異動時に配慮を行っている。
60 大阪市	精神疾患による休職者のうち、休職まで休職の期間が6ヶ月を超える者又は復職後同一休職で再度休職した者で、その間の勤務実績が6ヶ月未満のもの(教師を除く教育職員)	なし	①休職中の支援 ・校園長による休職者及び主治医への復職支援事業の内容説明 ②復職前の支援 ・校園長による復職支援プログラムの作成 ・嘱託専門医による復職トレーニング前面談 ・1ヵ月程度の復職トレーニングの実施(在籍校で実施) ・嘱託専門医による復職トレーニング後面談	復職トレーニングは1ヵ月程度	施設賃借料 責任保険 (対人・対物)	【全ての教職員】(健康審査会で)受入体制の整備 ・校園長による復職後勤務状況の把握 ・主治医の意見(就業可能か、どうか) ・復職トレーニング実施者は嘱託精神科医の意見	教育職員(健康審査会で)受入体制の整備 ・本人の状態 ・職場環境 ・主治医の意見(就業可能か、どうか) ・復職トレーニング実施者は嘱託精神科医の意見	①校園長による校園内教育委員会へ報告 ②校園長による復職後勤務状況の把握 ③嘱託専門医による復職後の勤務状況の把握 ④復職員による校園内教育委員会へ報告	②は1ヵ月後(教員)精神疾患、休職教員、産業医等の状況は、特に定めはない。 連続90日を超える場合が復職する場合、復職後2週間を(ただし課業期間中のみ)として、代替職員の措置期間を延長することができる。	休職の原因となる病気の種類や背景を踏まえ、必要に応じて人事異動時に配慮を行っている。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
61 堺市	精神疾患により療養のために長期間勤務している職員で、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した者	なし(任用意)	①専門医療機関における復職に向けたトレーニング 集団指導、模擬授業、各種グループワーク等 場所:近畿中央病院 ②通勤便りハビテーション 通勤練習、教材研究・資料収集等準備 職員会議への参加等 場所:現任校	①3ヶ月(1週間に2回) ②4週間程度 (個別ベースにより期間調整)	なし	堺市学校職員健康審査会委員(産業医等 2名、精神保健担当医等 2名)が、復職面談を行った精神保健担当医の意見書及び主治医の診断書をもとに判断する。	休職の原因となった事象等への配慮状況 職場の同僚との人間関係 会の事前面談による精神保健担当医の意見・評価 ・生徒や保護者との人間関係 ・学習・運動・体力の回復、職場の人間関係等の確認 ○堺市学校職員健康審査会の判定	学期に1度、原則として1年間 (個別対応は随時実施)	所所属していた学校に配置する場合、職業中の復職後2週間を限度として、代替職員の措置期間の延長を行う。	
62 神戸市	精神疾患等による病気休暇・休職者	なし	①リワーク支援プログラム 公立学校共済組合近畿中央病院において、精神科医・臨床心理士は専門チームによるカウンセリングやスピーチ活動を通じて、職場に戻るために必要な意欲や自覚の回復を見つめる。 ②フレック出勤 所勤校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経験させ、復帰・復職に対する不安の解消を図る。	①約3ヶ月 ②原則4週間	あり	産業医	主治医の診断書(復帰可能な・本人・校長の評価を基に審査する)。	勤務状況の確認	個別の状況による。	なし
63 岡山市	精神疾患等により休職している岡山市教育委員会の任命に係る職員の扶養と該当立幼稚園教諭、岡山市立小学校教諭並びに岡山市立岡山後楽高等学校等学校に勤務する校長、教頭、教諭及び養護教諭	なし(生徒の発達のための扶養と該当立幼稚園教諭、岡山市立小学校教諭並びに岡山市立岡山後楽高等学校等学校に勤務する校長、教頭、教諭及び養護教諭)	学校への在校時間を徐々に伸ばし、4週目に1日在校で原則として、4週間	原則として、4週間	傷害保険と損害賠償保険に加入する	岡山市保健所長、岡山市こころの健康センター所長、その他教育委員会が必要と認める医師	医師2人により、当該職員が復職が可能であるという診断書がなされ、審査会でも同様に判断がされること	現在の本人の状況 ・校務分掌及び授業時間 職場での状況 ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係等 ・所属長の意見 ・現在の状況を3段階で表してもらう。	復職後3ヶ月後と6ヶ月後に復職後状況報告書の提出を求める。	所所属していた学校に配置
64 広島市	精神疾患による休職者のうち復職希望者(復職可の診断書が必要)	あり	勤務校において100時間の学校観察を行う。他の教員の補助的な業務等で少しずつ慣れていく、最終的には授業を行なうことを目指す。	3週間	あり	・産業医の資格を有する医師	・病気が治っているか、再発の恐れないか。 ・学校での勤務(児童生徒への指導、保護者対応等)が可能か。	所勤校による健康状態の確認	1年間	・健康診断の面接時に、人事に対する配慮事項を聞き取っている。 ・復職判断した医師の指示事項を校長に伝えている。 ・校長が、校務分掌の権限など可能限り配慮をしている。 ・復職後1年間は経過観察を行い、状況把握に努めている。
65 北九州市	北九州市立学校教職員(大学は除く)のうち、精神神経系疾患により休職中の職員	なし	・学校長は、職員本人・家族・主治医と十分に協議の上、実施計画書を作成し、計画に基づき実施する。 ・実施期間を4つに区分し、段階的に業務を実施する。 ・現職場で実施する。 【市貴負担教職員】 ・復職後の業務を踏まえた段階的な訓練(職務に対する責任負わない) ・職員は管理職、産業医の指導を受け、主治医の助言の下で「実施計画書」を作成し、計画書に基づいて実施 ・現職場で実施	原則として、4週間	なし	身体検査審査会(学識経験者(各担当医)、関係行政機関の職員、市職員の委員10人で構成)	主治医からの診断書及び産業医の面談を参考に、身体検査審査会で復職の判断を行う。	復職後再発防止に向けて、1ヶ月後、6ヶ月後、1ヶ月後などに産業医面談を行なう。	復職後12ヶ月後	・主治医等と連携しつつ、所屬長が本人と確認しながら所勤について状況に応じた人事配置を行っている。 ・また、随時産業医による面談を行い、経過観察を行っている。
66 福岡市	精神疾患等による病気休職中の教育職員	なし	①職場復帰訓練 ・所長は、訓練の実施時期や内容等について休職者の主治医(休職者本人、その家族等)と十分協議し職場復帰訓練実施計画書を作成する。 ・徐々に職場に適応させる必要があることから、それぞれのステップの目標に応じて、原則として実施期間を4段階に区分し段階的に実施する。 ②職場復帰訓練の配置 ・病気の再発を防止しながら業務遂行能力を円滑に回復せらるため、復職後3ヶ月程度非常勤講師を配置する。 ③教育員健康管理専門員の配置 ・嘱託保健師2名を教育委員会に配置し、職場復帰訓練に計画・実施に関する助言や復職後の健康管理等に関する助言を行う。	原則として、4週間	なし	身体検査会委員として委嘱された精神科医3名	症状が改善し、職務の遂行に支障がない状態になっていかるかどうか	嘱託保健師2名を教育委員会に配置し、復職支援として、復職後6か月間学校訪問による健康管理等の業務を行っている。	6か月間	・年度途中の復職時は所勤していた学校に配置する。 ・定期人事異動時には、状況により配置の配慮を行っている。 ・復職者の負担軽減を図るために、資職支拂非常勤講師1名を、3ヶ月を日安として配置する(希望がある場合のみ)。
67 熊本市	熊本県立学校等に勤務する教職員のうち、精神神経系疾患により休職中の者及び精神神経系疾患以外の疾患により休職中の者で精神神経系疾患も併せて患っている者	なし	所勤する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間に2回に4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の業務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	4週間 ただし、必要に応じて4週間を超えて実施することができる。	なし	熊本市教職員等健康審査会(医師5名及び事務局職員3名により構成)	主治医からの診断書及び産業医の面談を参考に、職務の遂行に支障がないかどうか、健康診査会で判断を行う。	保健師による電話での状況確認及び必要であれば産業医によるフォローワー面接の実施	職員の状況に応じて、個別に必要な期間	所所属していた学校に配置する。 ・職務を軽減する必要があると判断されれば復職支援休暇を取得する。